

屋久島町特産品展示館指定管理者募集要項

屋久島町特産品展示館の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 公の施設の概要

(1) 名称

屋久島町特産品展示館

(2) 所在地

屋久島町安房 2739 番地 343

(3) 設置目的

地域住民、観光客等に特産品の展示販売及び郷土料理を提供するために設置

(4) 施設の内容

- ①施設の面積 128 m²
- ②施設の内容 木造平屋建

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

- ① 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- ② 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- ③ 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

(2) 指定管理者の業務等

- ① 特産品展示館の維持管理に関する業務
- ② 特産品展示館の運営に関する業務
- ③ その他、特産品展示館管理に関して町長が必要と認める業務

3 選定の基準

指定管理者候補者選考委員会において、各委員が次の事項に沿ってそれぞれ審査を行い、候補者を選定します。

(1) 住民の平等な利用を確保すること

- ① 施設の設置目的及び管理方針の理解
- ② 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果

(2) 施設の効用を最大限に発揮すること

- ① 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
- ② サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
- ③ 施設管理の具体的及び実現の可能性
- ④ 安全・安心に利用できる施設とするための管理の具体的方策

(3) 管理を安定して行うための人員及び、財政的基礎を有していること

- ① 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
- ② 安定的な運営が可能となる人的能力及び財政的基盤
- ③ 類似施設の運営実績

(4) 施設の設置目的を達成するために必要な事項

- ① 町の施策との整合性
- ② 町民との協同性
- ③ 個人情報の保護管理及び危機管理を図る方策

4 利用料金に関する事項

(1) 利用料金収入の取り扱い

利用料金については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者の収入として収受できます。

(2) 利用料金の設定

利用料金については、屋久島町特産品展示館条例の規定による金額とし、利用率の向上、サービスの向上に配慮いただきます。

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免処置については、原則として条例等のおりとしします。

5 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 申請の資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 屋久島町から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 町税、消費税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (5) 指定管理者として指定された場合は、屋久島町に住所を有すること。

7 申請を受け付ける期間

平成 29 年 1 月 4 日 (水) から平成 29 年 1 月 31 日 (火) まで (土・日・祝祭日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

8 申請に必要な書類

申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。なお、町長が必要と認める場

合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）及び収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表・収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類
- (7) 申請法人及びその代表者の納税証明書等
 - ①消費税及び地方消費税について未納がないことを証明する書類（過去2年分）
 - ②屋久島町の町税（町税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書（過去2年分）
- (8) その他町長が必要と認める書類

9 業務に関する経費等

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費は、利用料金及び自主事業の収入によって賄うものとする。

10 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問は、平成29年1月4日（水）から平成29年1月24日（火）まで（土・日・祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。電話、ファックス、電子メールにより受け付けます。

11 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 屋久島町役場 宮之浦支所 商工観光課
〒891-4292 屋久島町宮之浦 1593 番地
電 話 0997-43-5900（内線 221）
ファックス 0997-42-1505
電子メール kankou@yakushima-town.jp

(2) 提出期間

平成29年1月4日（水）から平成29年1月31日（火）まで（土・日・祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着とします。

※電子メール、ファックスでの申請は認めません。

12 申請に要する費用

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

13 選定方法等

- (1) 提出された申請関係書類について、法令等に適合しているか、不備がないかの確認をし、必要に応じ書類の補正をしていただきます。なお、法令等に適合しない項目がある際、または、書類に虚偽の記載がある際は、候補者として選定いたしません。
- (2) 平成 29 年 2 月上旬に開催予定の指定管理者候補者選考委員会において、申請書類の内容等に対する考え方を説明いただき、総合的な評価により審査を行います。

14 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。
役場本庁・各支所出張所に告示します。

15 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 選定された候補者は、屋久島町議会の議決を経て、指定管理者に正式決定（指定）されます。
- (2) 管理業務に係る委託料は、無料とします。

16 その他

- (1) 提出された書類は、必要に応じ複写を行い使用することとし、選定作業終了後においても返却いたしません。また、情報開示請求により、開示することがあります。
- (2) 他事業者の申請内容、選定の結果等に係る照会・異議申し立て等については、一切応じられません。
- (3) 今回の申請に係る諸手続きを進める際に生じた事業者の損害等について、本町は一切その責任を負いません。

【問い合わせ先】

屋久島町役場 宮之浦支所 商工観光課
電 話 0997-43-5900 (内線 221)
ファックス 0997-42-1505
電子メール kankou@yakushima-town.jp